

第90回千葉県森林審議会概要（令和2年度）

1 日 時 令和2年12月22日（火）から令和3年2月19日（金）まで

2 開催方法 書面開催

3 議 題 報告事項

ア 千葉県木育推進方針について【資料1】

イ 森林環境譲与税の取組状況について【資料2】

ウ 森林経営管理協議会の設立について【資料3】

エ 災害に強い森づくり事業の実施状況について【資料4】

オ 林地開発許可審査基準の改正について【資料5】

カ 森林保全部会の開催状況について【資料6】

4 議事概要 ○主な質疑・意見

ア 千葉県木育推進方針について

・「県民の森」を木育活動の拠点として一層活用することを方針に加えてはどうか。

【事務局回答】

県民の森において、木工体験や自然観察会等の体験イベントを開催しており、このような既存の取組を位置付ける等を検討する。

・学校教育での美術や工作、技術の授業などで県産材を使った取り組みの推進のため、材料の斡旋販売等の窓口を案内したらどうか。

【事務局回答】

授業等で県産木材を利用しやすくなるよう、関係団体と連携して 取り扱い事業者の紹介などの取組を検討したい。

・木製品に対する取組だけではなく、森林や里山での野外活動の機会をより多く設けて欲しい。

イ 森林環境譲与税の取組状況について

・令和元年度森林環境譲与税の27%が基金積立となっているが、基金の積立計画及び支出計画はどのようになっているか。

【事務局回答】

県における譲与税の使途は、年度ごとに予算案（支出計画）を作成し、県議会の議決を経て決定しているところ。令和元年度については、譲与額77,946千円に対して、最終的に56,570千円を支出し、残額の21,376千円については、森林整備担い手及び市町村支援推進基金に積み立てをした。

支出残額については、基金に積み立て、森林クラウドの更新・改良等、市町村の事務負担の軽減に資する業務等を実施予定。

・県内の登山道は2019年の台風被害を受け、かなり荒れたままだが、森林の魅力を広く県民に周知するために、県内の登山道整備に向けてこの税金は活用できないのか？

【事務局回答】

登山道整備については、「森林の有する公益的機能の普及啓発」と位置付けることにより、本税の活用は可能と考えているが、限りある財源をどういう分野に配分してすべきか引き続き検討していく。

・森林の造成や保育、林道の新設や維持管理、危険木の処理など、森林整備の直接的な実施にはほとんど使われていないように見受けられる。温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止に直接的に寄与する事業（森林整備の実施）に対して、もっと多くの予算が配分されるべきではないか。

【事務局回答】

森林環境譲与税法において、県は主に市町村の取組を支援する役割であると規定されているため、県としては、市町村による森林整備等の取組が円滑に進むよう、市町村事務の支援システムの構築や人材育成等の施策を実施している。

ウ 森林経営管理協議会の設立について

・市町村と森林組合だけでなく、幅広い分野の意見が聞ける場になるとよい。

エ 災害に強い森づくり事業の実施状況について

・近年、風水害が多発し、倒木によるインフラ施設の被害が生じているため、引き続き本事業を推進されたい。

・個人や業者が風倒木を伐ってそのままになっている現場もあるので、伐採後に植える樹種や管理方法を一般にも広めた方がよい。

【事務局回答】

今後は、風倒木被害が多かった市町村を中心に、被害箇所における現地調査のための技術指導や、事業実施箇所の選定に係る助言を行うほか、説明会等を通じて先行自治体の事例を紹介することなどにより、更なる事業の推進に取り組む。

また、今後、道路際に中低木をモデル的に植栽する事業を実施予定であり、この成果を活用していく予定である。